

但馬牛生産基盤強化整備事業実施要領

第1 目的

この事業は、肉用牛経営の新規参入、規模拡大を推進することで、生産頭数の拡大、中核的な担い手の育成を図り、安定的な肉用牛生産基盤の構築を図ることを目的とする。

第2 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、市町、畜産クラスター協議会、農事組合法人、事業協同組合、事業協同組合連合会、農業法人、農業者の組織する団体、畜産を営む者（認定農業者・認定新規就農者に限る）等とする。

第3 事業の内容

肉用牛経営の規模拡大や新規参入を図るために実施する飼養管理施設等の整備及び家畜導入のうち、以下の要件を満たす整備等に要する費用の一部を助成する。

- 1 以下の国庫事業を活用した飼養管理施設及びそれに付帯する施設の整備、施設整備に伴う繁殖雌牛導入に要する費用の一部を助成する。
 - (1) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱別表1の事業のうち、事業実施主体が畜産クラスター協議会のもの
 - (2) 強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別表1のⅠの1の(1)のエの(ウ)の事業
- 2 既存農家の規模拡大や新規参入を図る者に係る牛舎整備
但馬牛繁殖雌牛5頭以上の規模拡大かつ整備後飼養規模が10頭以上となる増築・補改修等を含む牛舎整備を助成する。
なお、事業実施主体のうち、市町及び事業協同組合、事業協同組合連合会が本事業により取得した施設については、但馬牛繁殖経営の規模拡大や新規参入を図る者に貸し付けることができるものとする。

第4 事業を活用するための要件

本事業で取得または増築・補改修等する牛舎整備のうち、農業共済に加入できるものについては、自然災害等による被害に備えて、農業共済、民間業者が提供する保険、施工業者による保証等へ加入すること。また、当該財産の処分制限期間において加入が継続されるものであること。

第5 事業の実施

事業実施主体は、第3の1の事業については国の定める内容に従い実施するものとし、第3の2の事業については、以下のとおりに実施するものとする。

1 事業実施計画の作成

(1) 事業実施主体は、事業実施計画（変更）承認申請書（様式第1号）を作成し、次の各号により提出するものとする。頭数は、原則として当該年度の期末頭数とする。

ア 市町は、県民局長又は県民センター長（以下「県民局長等」という。）に提出する。

イ 市町以外の事業実施主体は、市町を経由して県民局長等に提出する。但し、事業実施主体の活動区域が複数の市町に及ぶ場合は、当事業の受益が主たる区域の県民局長等に直接提出することができる。

ウ 事業実施主体が県域団体の場合は、農林水産部長に提出する。

(2) 第5の1の(1)のア及びイにより申請書を受理した県民局長等は、農林水産部長と協議の上、事業実施計画を承認するものとする。

また、第1項の(1)のウにより農林水産部長が申請書を受理した場合は、農林水産部長が承認するものとする。

2 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事情による場合は、1の承認の後、農林水産部長に届出のうえ（様式第2号）、交付決定前に着手できるものとする。

3 事業実施計画の変更等

事業実施主体は、第3の2の事業の次に掲げる変更をしようとするときは、事業実施計画（変更）承認申請書（様式第1号）を作成の上、第1項に準じて提出するものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増又は補助金の増

(3) 事業費又は補助金の30%を超える減

(4) 設置場所の変更

(5) 事業実施主体の変更

第6 実績報告

事業実施主体は、事業が完了した日から1ヶ月以内または、交付決定のあった年度の年度末のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第3号）を作成の上、第5の1に準じて提出するものとする。

なお、事業実施主体は、農林水産部補助金交付要綱で規定された実績報告書の提出をもって実績報告に代えることができるものとする。

第7 達成状況報告

事業実施主体は、第3の1の事業については国の定める内容に従い実施

するものとし、第3の2の事業については、事業実施年度から目標年度（事業実施年度を含む5年間）までの毎年、翌年度の6月末までに達成状況報告書（様式第4号）を作成の上、第5の第1項に準じて提出するものとする。達成状況報告書に記載する計画頭数は事業実施時に提出した様式第1号の別紙②に記載した頭数とする。

なお、目標年度までに目標達成した場合は、本報告を終了することができる。

第8 助 成

県は、第3に定める事業に要する経費について、第3の1については、国が定める内容に加え7/100以内、第3の2については、1/3以内（5頭以上の規模拡大かつ整備後飼養規模が10頭以上、補助上限100頭）かつ規模拡大1頭あたり240千円以内（豪雪地帯対策特別措置法第2条に指定された地域については増頭1頭あたり310千円以内）とし、予算の範囲内において補助するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は別に定めるものとする。

- | | |
|----|----------------------------|
| 附則 | この要領は、平成23年4月1日から施行する。 |
| 附則 | この要領の改正は、平成25年4月1日から施行する。 |
| 附則 | この要領の改正は、平成27年4月1日から施行する。 |
| 附則 | この要領の改正は、平成28年4月1日から施行する。 |
| 附則 | この要領の改正は、平成29年4月3日から施行する。 |
| 附則 | この要領の改正は、平成30年4月2日から施行する。 |
| 附則 | この要領の改正は、令和2年4月1日から施行する。 |
| 附則 | この要領の改正は、令和2年12月28日から施行する。 |
| 附則 | この要領の改正は、令和3年4月1日から施行する。 |
| 附則 | この要領の改正は、令和4年4月1日から施行する。 |
| 附則 | この要領の改正は、令和5年4月3日から施行する。 |
| 附則 | この要領の改正は、令和6年4月1日から施行する。 |
| 附則 | この要領の改正は、令和7年4月1日から施行する。 |